

別紙 1

一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度（平成 13 年 12 月 5 日付国自旅第 118 号）の一部改正案 新旧対照表

改 正	現 行
<p>I 総則</p> <p>2 用語の定義</p> <p>(3) 「定期観光バス」とは、路線定期運行を行うバスのうち、規則第 10 条第 1 項第 1 号イの運賃を適用するものであって、以下のいずれかに該当するものをいう。</p> <p><u>イ.定期的に行う自動車により観光を目的とする乗合旅客を専ら運送するもの</u></p> <p><u>ロ.観光施設(観光客等が利用することを想定した遊戯や運動、鑑賞や宿泊等に関わる施設の総称をいう。)への運送を目的とする路線において、自社の一般バス(注)の系統と同等の経路であって、直行又は急行便として追加で設定するもの</u></p> <p><u>(注)「自社の一般バス」とは、当該運賃の届出を行う事業者、当該事業者の親会社、子会社及び共同運行会社等の一般バスをいう。以下同じ。</u></p> <p>II 上限運賃及び実施運賃</p> <p>第 5. 運賃及び料金の適用方法</p> <p>1. 運賃の適用方法</p> <p>(1) 小児片道普通旅客運賃は、大人片道普通旅客運賃の半額とする。</p> <p>(2) その他標準的な適用方法については第 7. 4. による。</p> <p>2. 運賃の設定</p> <p>(1) 片道普通旅客運賃は、運行系統が設定されている路線の各停留所間にはクローズドアの場合や定期観光バスの場合を除き必ず設定するものとする</p> <p>なお、2 以上の運行系統に跨る停留所間についても必要に応じ設定して差し支えない。</p> <p>IV. 軽微運賃</p> <p>第 2. 運賃及び料金の制定形態</p> <p>1. 運賃の制定形態</p> <p>軽微運賃を適用するバスの運賃の制定形態は以下を参考として設定する等、合理的かつ利用者に明確な手法により設定することが望ましい。</p>	<p>I 総則</p> <p>2 用語の定義</p> <p>(3) 「定期観光バス」とは、路線定期運行を行うバスのうち、規則第 10 条第 1 項第 1 号イの運賃を適用するものをいう。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>II 上限運賃及び実施運賃</p> <p>第 5. 運賃及び料金の適用方法</p> <p>1. 運賃の適用方法</p> <p>(1) 小児片道普通旅客運賃は、大人片道普通旅客運賃の半額とする。</p> <p>(2) その他標準的な適用方法については第 7. 4. による。</p> <p>2. 運賃の設定</p> <p>(1) 片道普通旅客運賃は、運行系統が設定されている路線の各停留所間にはクローズドアの場合や定期観光バスの場合を除き必ず設定するものとする。</p> <p>なお、2 以上の運行系統に跨る停留所間についても必要に応じ設定して差し支えない。</p> <p>IV. 軽微運賃</p> <p>第 2. 運賃及び料金の制定形態</p> <p>1. 運賃の制定形態</p> <p>軽微運賃を適用するバスの運賃の制定形態は以下を参考として設定する等、合理的かつ利用者に明確な手法により設定することが望ましい。</p>

(1) 適用基準

4. 定期観光バスの運賃の制定形態

① I. 2. (3) イに定める定期観光バス

制定形態は、時間距離併用制を原則とする。ただし、定期観光バスの系統が1系統しかない場合、あるいは、2以上の系統がある場合でも運行距離と所要時間が概ね比例している場合は距離制によることができる。

② I. 2. (3) ロに定める定期観光バス

制定形態は、原則として設定地域の自社の一般バスの設定に準じる。

ρ. 高速バスの運賃制定形態は、原則として対キロ制とする。

(2) 運賃区界の定め方

イ. 対キロ制は、全停留所を運賃区界停留所とする。

ρ. その他、制定形態に応じた運賃区界の標準的な定め方はII. 第7.2.による。

2. 運輸に関する料金の制定形態

運輸に関する料金の制定形態は、事業者の任意とする。

3. 割増運賃

軽微運賃を適用するバスの割増運賃はII. 第3.4割増運賃を参考として設定する等、合理的かつ利用者に明確な手法により設定することが望ましい。

第3. 運賃及び料金の計算方法等

軽微運賃を適用するバスの運賃及び料金の計算方法等は以下を参考として計算する等、合理的かつ利用者に明確な手法により計算することが望ましい。

1. 運賃計算基準賃率

運賃計算基準賃率（以下「基準賃率」という。）により運賃額を算出することが適当な場合にあつては、地域等の単位ごとに定めた基準賃率を用いて運賃を計算するものとする。

1-1 (略)

1-2 バスの業種区分ごとの運賃計算方法

(1) 高速バス : 対キロ制基準賃率×適用区間キロ×遠距離通減率

(2) I. 2. (3) イに定める定期観光バス : 対キロ制・時間制基準賃率×適用区間キロ・時間

(3) I. 2. (3) ロに定める定期観光バス : 原則として設定地域の自社の一般バスの設定に準じる。

1-3 運賃計算キロ程・時間及び基準賃率の計算単位

(1) 距離制運賃

運賃計算キロ程は、別に定める場合を除いて、各停留所間の実キロ程とする。運賃計算キロ程は、キロ未満1位までとし、2位以下は1位に4捨5入

(1) 適用基準

4. 定期観光バスの運賃の制定形態は、時間距離併用制を原則とする。ただし、定期観光バスの系統が1系統しかない場合、あるいは、2以上の系統がある場合でも運行距離と所要時間が概ね比例している場合は距離制によることができる。

(新設)

ρ. 高速バスの運賃制定形態は、原則として対キロ制とする。

(2) 運賃区界の定め方

イ. 対キロ制は、全停留所を運賃区界停留所とする。

ρ. その他、制定形態に応じた運賃区界の標準的な定め方はII. 第7.2.による。

2. 運輸に関する料金の制定形態

運輸に関する料金の制定形態は、事業者の任意とする。

3. 割増運賃

軽微運賃を適用するバスの割増運賃はII. 第3.4割増運賃を参考として設定する等、合理的かつ利用者に明確な手法により設定することが望ましい。

第3. 運賃及び料金の計算方法等

軽微運賃を適用するバスの運賃及び料金の計算方法等は以下を参考として計算する等、合理的かつ利用者に明確な手法により計算することが望ましい。

1. 運賃計算基準賃率

運賃計算基準賃率（以下「基準賃率」という。）により運賃額を算出することが適当な場合にあつては、地域等の単位ごとに定めた基準賃率を用いて運賃を計算するものとする。

1-1 (略)

1-2 バスの業種区分ごとの運賃計算方法

(1) 高速バス : 対キロ制基準賃率×適用区間キロ×遠距離通減率

(2) 定期観光バス : 対キロ制・時間制基準賃率×適用区間キロ・時間

(新設)

1-3 運賃計算キロ程・時間及び基準賃率の計算単位

(1) 距離制運賃

運賃計算キロ程は、別に定める場合を除いて、各停留所間の実キロ程とする。運賃計算キロ程は、キロ未満1位までとし、2位以下は1位に4捨5入

する。なお、各停留所間の実キロ程は、運賃等の設定（変更）届出時に実測のうえ確認するものとし、距離制基準賃率は10銭単位とする。

(2) 時間制運賃

運賃計算時間は、当該運行系統の運行計画で定める所定の所要時間（30分単位とし、15分以上は30分に切り上げ、15分未満は切り捨てる。）とし、時間制基準賃率は1円単位とする。

(3) 基準賃率計算上の10銭未満の端数は切り捨てるものとする。

(4) その他基準賃率を用いた標準的な運賃の計算方法については、Ⅱ. 第7. 3. による。

附 則（令和5年12月28日 国自旅第253号）

1 本制度は、令和5年12月28日以降に届け出るものから適用するものとする。

2 改正日前に申請を受け付けたものうち、道路運送法施行規則の一部を改正する省令（令和5年国土交通省令第101号）附則により、同法第9条第6項の規定によりされた運賃の届出とみなされたものにあつては、改正後の規定を適用する。

する。なお、各停留所間の実キロ程は、運賃等の設定（変更）届出時に実測のうえ確認するものとし、距離制基準賃率は10銭単位とする。

(2) 時間制運賃

運賃計算時間は、当該運行系統の運行計画で定める所定の所要時間（30分単位とし、15分以上は30分に切り上げ、15分未満は切り捨てる。）とし、時間制基準賃率は1円単位とする。

(3) 基準賃率計算上の10銭未満の端数は切り捨てるものとする。

(4) その他基準賃率を用いた標準的な運賃の計算方法については、Ⅱ. 第7. 3. による。

（新設）